---第13回 障害者差別をなくすための研究会議事概要---

(野沢座長)

定刻の時間が過ぎたので始めたいと思う。

今回の議題は、これまでのミニタウンミーティング結果の報告、各関係団体の条文 例の紹介、法制上の論点の説明、今後の進め方について。いよいよ「秋の陣」だが頑 張りたい。

議論の前に、事務局から資料確認と出席している関係各課の紹介を。

(事務局:小森)

(資料確認及び出席関係課の紹介)

(野沢座長)

ありがとうございます。ではさっそく議事に入りたい。ミニタウンミーティングの報告を 事務局から、また、精神障害者ミニタウンミーティングの報告は西村委員からお願い したい。

(事務局:小森)

ミニタウンミーティングでの主要な意見や事例を報告する。

【施策の進め方、地域生活、条例、その他について】

- 身内(子ども)の無理解、障害を母親の育て方の問題とされ、子どもと引き離された。障害のある子どもへのサービスについての知識などを、子どもができる前から知らされていてもいいのでは?
- 周りになるべく迷惑を掛けないようにと気を付けていても、ジロジロ見られる。
- ・ 「子ども」という言葉の中に障害のある子は含まれていないのだなと感じることが多かった。
- 皆が障害者になり得るという認識を共有すべき。
- 「差別」というのは重くいやな言葉。ネーミングについてはよく検討すべき。
- ・ 事例を出し合うなど、啓蒙活動が大事であり、罰則を課するには、加害者・被害者 双方の理解を得る必要がある。啓蒙啓発は幼い時から行う必要があり、条例はそ のための条件づくりの基礎になるものであると考える。まず、啓蒙活動であり、罰 則はその後の課題であると考える。したがって、条例の名称についても、例えば、 「千葉県心の条例」としてはどうか。
- ・ 条例について、誰が見ても差別というのはメーンの問題ではない。差別かどうかわからない事例、争いとなる事例、そうした事例を扱うことが条例の課題であり、関係者が話し合う時の基準を作ることが必要である。

- ・ 例えば、顔にあざのある人々などは、現在の障害者の定義には入らないが、差別 から守られる必要がある。
- ・ たしかに、民法・刑法には差別行為に対するペナルティがあるが、それだけでは十 分ではない。解釈指針、運用指針ともなる差別禁止法があった方がよい。
- ・ (事件発生時における)精神科への通院歴など、マスコミの報道のしかたにも問題がある。
- 精神保健福祉手帳で使えるサービスが少ない。
- ・ 地域活動支援を通じて感じたことは、一般住民(社会)へのアプローチとして、「知る、知り合う」「出会う、一緒にいる」環境を作ることが重要。 喫茶店運営による地元 商店街との交流で、地域とのふれ合いと経済活動への貢献が実感できた。
- ・ 支援者(福祉・医療・行政)へのアプローチとして、「不適正な配慮、配慮のしすぎ (パターナリズム)を反省する・させることが必要である。例えば、「主治医の許可を 取ってから…」などと、悪意もなく自己決定を過剰に抑制しまうことがあるが、これ は反省すべき。
- 人との関わりの中で暮らさざるを得ない中では、多少なりとも意志を持って行動しなければならない。
- ・ 当事者同士の差別もある。
- ・ デイケアに通っているが、罰則で差別を消すという考えだけでなく、みんなそれぞれ何か才能・能力があるのだから、それを活かす機会を作っていくことが必要。機会がほしい。
- 「真剣10代しゃべり場」のように、精神障害者のしゃべり場を作りたい。当事者が 発言できる場が必要。
- ・ 障害者自立支援法により、精神障害者医療の公費負担制度(32条)の自己負担 が増えるという話だが、どうなるのか。
- ・ 自己負担の議論が出てくること自体はやむを得ないと思うが、その負担が適切な水準に留まるように要望しなければならない。単に「高くなるからいやだ」という要望ではなく、「精神障害者にとって、医療は補装具同様に不可欠である」とか、「負担が増えるのであればそれに応じた質の高い医療を確保すべき」といったように、理論武装が必要。
- ・ 合理的な配慮が差別になるか、ということを考える必要がある。ほかの障害では、 当事者が前面に立って運動してきたが、精神障害は当事者の取組みが弱いと感じる。「社会に対して、どういう配慮をしてほしいか」を自ら伝える必要がある。
- ずっと精神障害を隠して地域で暮らしているが、そういう生活には正直に言って疲

れた。

- これまで、精神障害者は社会から切り離されるため、若年で発症すればするほど、 社会の一般常識を身につける機会が減ってしまう傾向があった。このように社会常 識が欠けてしまう状況が、当事者同士のつながりができない原因でもあるのでは ないか。
- 精神障害は、精神だけではなく、体にも神経痛などの様々な不調を伴うことが多い。傍目から見ると健常者と変わらないので理解されない。
- 今日ここに来ることができない隔離されている人の差別と人権も考えなければならない。
- ・ 入所施設には入りたくない。就職して経済的に自立をしたい。そのために資格もとりたい。平等と人権がほしい。
- ・ 障害者自立支援法の応益負担について、その負担を軽減する県単措置を条例に 盛り込んでほしい。
- ・ 障害者用更衣室のない公営プールがあり、女子更衣室で息子を着替えさせた。
- ・ 理念的な条例はいらない。現実を変えていくため、実効性のある条例を作るととも に、条例の運用に当たっても工夫してほしい。
- ・ 罰則より間接的手段をというが、例えば、障害者用駐車場に健常者が駐車している場合など罰則を課するべきだと思う。米国では多額の罰金が課される。善意には期待できない。
- ・ 委員会の委員の構成・ヒアリング等について、多数者の代表者が多い。少数者の 意見・視点も重要視してほしい。
- 健康福祉千葉方式は評価できる。市町村レベルまで浸透させてほしい。
- ・ 障害者差別の問題は、福祉の分野に限られない。より広く人権一般の問題。県庁 内各課の連携を十分図ってほしい。
- ・ 喉頭ガンなどで声を失った人は、外見的には障害者であるとわからないため、周りの人から障害があると思われていないことが多い。

【福祉関連】

・ 都市部と農村部では福祉などの行政サービスに差がある。財政的な差もあるので ある程度は仕方ないが、県でも支援してほしい。

【労働関係】

前に企業に勤めていたとき、障害者が働いていたが、もたもたしていることに対し

て、的確に対処して尊重してあげることができなかった。

- 統合失調症で、就職したら1日で解雇された。
- ・ 障害をオープンにすると職がない。障害をクローズにして(隠して)就職して、それ がばれると解雇される。
- ・ 現在、授産施設に通っている。3年前、統合失調症を再発し入院したが、それを理由に解雇された。入院は解雇する理由にはならないのではないか。
- ・ 休業補償などは社会保険制度の中に組み込まれているが、制度の仕組みを理解 していない事業者も多いので、関係機関に相談したほうがよい。
- ・ 従業員70人中、6人が精神障害者である事業者。突然無断欠勤して、会社の信用に損害があっても、それは障害のためであり、本人の責任でないので解雇しない。このように保護してしまう、逆差別のケースはどう考えればよいのか。「一般社会のルールへの適応が必要」という観点からは、保護が逆効果になってしまうケースもあるのではないか。
- ・ 長男が20数年前に発症。差別だけではなく、そもそも世間に「精神障害とは何か」が知られていなかった。しかし、最近は世間の関心が高まりつつあり、追い風も感じる。一般社会との相互理解が必要なので、情報提供を積極的にしていく必要がある。私も企業にいて人事をしたことがあるが、「働ける人を雇う」のはある意味当然の話。差別というのではなく、合理的に区別して配慮していくのがよいのではないか。
- ・ 障害者雇用率の低い企業に、納付金が課されているが、千葉県独自に納付金の 額を増額するよう条例に盛り込めないか。
- ジョブコーチを増員して、障害者の一般就労を促進してほしい。
- 県庁が率先して知的障害者の雇用に努めてほしい。

【教育関係】

- ・ 普通学級へ通う女児。自分で出すごみ(遊んで使った紙片)を捨てる専用のごみ箱 を用意するよう言われ用意した。担任が替わると「学校のごみ箱を使えばよい」と 言われた。子どもが同じことをしても対応する担任によって大きく違う。
- ・ 普通学級へ通う男児。軽度な発達障害のため、「ちょっと変わった子」という感じで からかいの対象になりやすい。まわりの子どもたちにはいじめという意識がない。
- ・ 子どもが行方不明になり、警察に捜してもらうことになった。見つかったときに「困ります。こういうことが頻繁だと地域で暮らしていけませんよ。」と言われた。同情してくれる人はいても、一緒に育てていこうと言ってくれる人は少ない。制度よりも人間性が重要。

- ・ 幼稚園・保育園で
 - 1. 障害を理由に入園を断られる。(はっきりとは断らない。)
 - 2, 本人も見ずに障害に対しての先入観だけで「そういう子は他の子と遊ばないですよね」といわれた。
 - 3. 入園はできてもほったらかし。
 - 4. 行事のたびに付き添いを要求。
- ・ 普通学級へ通う男児。母親が担任から「無理ですよ。お宅のお子さんには一線引いてますから」「補助の先生は算数をやらせるためについているわけではありません。 やるならお母さんが来てください。」と言われた。
- ・ 教育の全面的統合について、障害者の組織同士の間で意見が分かれている。盲・ ろう学校は大切であり、選択肢としてなければならない。
- ・ 統合教育を原則とすべき。選択しなければ普通学級にいけないということ自体が 問題。教育こそ原点。教師の意識はまだまだである。
- 10年以上前から統合教育が叫ばれているのに事態は進んでいない。障害児と健常児のラインを誰が一体どこに引けるというのか。
- ・養護学校への進学を強要するといった事例が跡を絶たない。就学相談のあり方、 就学時健診のあり方について見直すべき。また、付き添い状況の調査も必要。
- 高校入試において、定員が不足しているにもかかわらず、不合格とされた。あまりにも不当な差別。
- ・ 認識がないのか、教師が差別発言をしている。分離教育という教育の仕組みを変 えない限り、解決しない。
- ・ 今日も学校への付き添いのため、ミニタウンミーティングに来られない人がいる。教師が親に丸投げ状態で、障害児への対応をしないことがある。

【建築物・交通アクセス関係】

- ・ 交通関係で、身体・知的は割引制度があるのに、精神が適用除外となっていること がある。
- 最近、国会記者会館について、障害者の利用が断わられるという事例があった。
- ノンステップバス。ステップ板などの出し方もわからない運転手がいたりする。

【不動産の取引関係】

一人暮らしで、今後アパートの契約を断られるかも知れないと思うと心配。

【情報関係】

・ 中途失聴者の情報保障手段の確保が不十分。手話通訳の必要性は認識されているが、中途失聴者には要約筆記が必要であるということがあまり認識されていない。県の防災講演会でも手話のみであった。配慮をお願いしたい。

なお、精神障害者のミニタウンミーティングについては、後ほど西村委員から詳細な 報告をいただくこととなっている。

(野沢座長)

ありがとうございます。では、精神障害者のミニタウンミーティングの報告を西村委員からどうぞ。

(西村委員)

先ごろの精神障害者差別ミニタウンミーティングの参加人数は、最終的に237名だった。

県で集めた事例よりも多く集めるため、再度、声をかけて集めたので、県に提出したい。60件弱の事例が集まった。それを簡単にまとめたものが資料7。多岐の分野にわたって生の意見があった。もっと掘り起こせばたくさん事例が集まるのではないか。また、フロアからの発言でも、企業の方からの「保護的に扱ってしまうことも、社会性を養う機会を奪うという観点からは差別ではないか」という意見が印象的だった。

また、知事もいらしてくださり、同名のアキコさんという方が「病気や障害を隠して嘘をつくのに疲れた。」という意見があったこと、また、「障害当事者からも声を上げなければ」という意見もあったことが印象に残った。フロアからの意見に対して活発な意見交換が見られた。

資料訂正。資料2の10月10日のミニタウンミーティングは変更になった。

(野沢座長)

ありがとうございます。他の委員のメンバーも、ミニタウンミーティングに出席されている方がいるので、何か意見などあれば。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

ミニタウンミーティングの報告について、No.3の「民法、刑法について」のフロアからの発言の内容との違和感がある。

(森委員)

お久しぶりです。森です。塩野谷さん、北極点踏破おめでとうございます。 ミニタウンミーティングについてですが、どうしても当事者や福祉関係者の参加者が 多くなってしまう。どうやったら、一般県民の参加が得られるのか、知恵を出さねばな らない。いわゆる"フツーの人"が「行ってみようかな」と思えるようなミニタウンミーティ ングを作りたい。

(野沢座長)

では、事務局で資料を多く作ってくれたので、その説明を。

(竹林課長)

では、私から、資料4の説明を。

何らかの形で先例となっている資料として、各関係団体で作成した案に関して、これらを真似する必要はないが、参考にする意味で紹介したい。膨大な資料を作りすぎたので、手前みそだがポイントを絞って説明する。ご質問等あれば、後ほどいただければ。

では、最も近い例から。障害者差別を直接禁止する法案としては、DPI日本会議のものがある。

まず2p。前文で、この法案の趣旨などを縷々書かれている。理念や社会の合意形成が必要な法律には前文を付けることがある。3~4p。障害の定義について、手帳の3障害にかかわらず、広く障害を捉えている。5p、2章の基本事項。それぞれ、11の分野ごとに差別と権利に関する記述がある。例として、地域生活に関することでは、権利規定、差別の禁止、合理的配慮の義務。これを、移動などの各分野で書いている。8p、実施及び救済機関。一つの機関が、実施機関と救済機関を兼ねているようだ。実施機関は、マクロなもの。監視や国への勧告を行う。救済機関は、ミクロの個別のケースの解決。調停や公表などを行う。9p、団体訴権。障害者個人が訴えるのは難しいので、団体が代わって訴える。なお、現在の裁判制度では難しいのではないかと思う。11p以降は、解説となっているが、時間がないので後で読んでほしい。

国の差別禁止法の提言としては、日弁連の権利委員会の案もあるが、非公表とのことなので、お出しできない。DPIと似ているが、かなり細かい。

また、これらの案は国の法律を想定したもの。国は、独立した執行機関を法律で作れるが、地方自治体は独自に作れない。法律で定められた教育委員会・公安委員会等の行政委員会のみ。

つぎに、宮城県の案。千葉県とのやり方の違いは、県が案を作ったもので、条文案に基づいて議論する。半年に1回ほど懇話会が開かれているようだ。新しい案は、障害者差別をなくすみやぎ連絡協議会が作ったもの。「なるべく尊重して作りたい」とのことと聞いている。

宮城の案は、条例なので、法規範のレベルとして千葉県に非常に近いもの。 前文はなし。具体的な差別は、同じ条文の各号になっている。非常に簡潔になっている。 合理的配慮については特に触れられていない。

救済機関については、3章。権限は、助言、あっせん、調査、是正の勧告。この勧告に従わない人は、知事に報告して公表。宮城県に直接確認したわけではないが、公表は制裁要素が大きいので、知事から公表する形になっているようである。罰則は、委員の守秘義務のみ。差別行為そのものへの罰則ではない。宮城県も、次の2月議会に条例案を出したいとのことなので、新しい案が出てくるかもしれない。

次に、人権擁護法案だが、これは廃案になる前に提出されていたもの。

障害者に対する差別が禁止されているのは、国の法律としては画期的。障害者の 範囲は、身体・知的・精神の3障害で従来の医療モデル。「人種等」の中に、障害が入っている。その中で、障害者に対する差別が禁止されている。

救済機関は人権擁護委員会。法務大臣の下にあるが、廃案になった理由の一つは、 法務省からの独立性がないためと言われる。人権擁護委員を実働部隊として使う仕 組みで、全国で2万人。人権委員会の指揮監督を受ける。相談、一般救済手続。調 査、一般救済は、助言、関係機関の斡旋など。特別救済は、虐待など、ひどい権利侵 害の特別なもの。

ADA「障害のあるアメリカ人法」。有名な法律だが、内容としては、不利益取扱と合理的配慮がある。また、就労についても、適格障害者という概念があり、合理的配慮してもその仕事をできなければ、事業者にとっての免責事由となる。救済は裁判所がメイン。

DDA。イギリスの「障害差別禁止法」。障害は医療モデルを踏襲しており、 分野ごとに差別が定められている。DRCが実施機関。救済機関は分野ごとの行政救済がメインで、ADAとやや違う。裁判所に頼らなくても、簡易迅速に解決できるようになっている。

また、国連特別委員会で議論中の、障害者権利条約草案もある。7条で、差別の定義を置いている。

かなり分野が異なるが、三番瀬条例の要綱案もある。いまホームページで意見募集をしている。目的規定の他、県民、県など各主体の役割、また、前に進むための計画 や、円卓会議について規定している。

長くなったが、説明は以上で終わりたい。

(野沢座長)

宮城県の場合は県当局が条例案を作った。しかし、千葉県では条例を一から県民 参加で作っている。

(横山委員)

宮城県案にはコミュニケーションへの記述がない。ヘルパーが代弁してしまうことがあるが、本人の意思があるのに、それを代弁してしまうのは差別ではないか。

(野沢座長)

25pに若干記述がある。DPIの法案ではかなり詳しいが。

(鈴木教授)

三番瀬の条例要綱案について少し説明を加えたい。

目的と、手段と、実効性の担保手段の3つが必要。手段が先に書いてある。究極目的があり、それを具体化した直接目的があり、手段がある。手段として、計画と、規制すなわち何らかの制裁がある。次に定義規定があり、基本理念。これが大事で、計画

を作る際に物差しとなるもの。4番目、各関係者が役割を果たす。計画を作ると、それに基づいて事業をする。179pにあるように、円卓会議の意見を聞いて、全体の計画を行うために必要な、制裁を伴った規制をする。 大枠は、目的、手段、担保手段。オンブズマンなどもあろうかと思う。この3要素で決めると分かりやすいかと思う。

(野沢座長)

ありがとうございます。分野は違うが、条例の例として参考になると思う。

今まで、事例の分析をしてきた。相談などで解決できる例もあるが、個別の事例の解決のためには、制度を変えていけるようにしなければならないが、どうすればいいのか。何か意見はないか。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

鈴木教授に質問がある。差別を受けた事例の中に、民事・刑事で様々な制裁に該当するようなものもあると思うが、うやむやになってしまうケースが多い。そういうことがないように、話し合う必要があると思うが、アドバイスなどがあればご教示願いたい。

(鈴木教授)

差別事例で、虐待に当たる場合は、民法上は不法行為と言って損害賠償の対象となる。裁判所の法定のプロセスの中で、相当のことが明らかになる。それを施策にフィードバックする。

また、刑事事件になる場合もあるので、警察に告発をする。告発が正当なものであれば、逮捕・起訴と言うことになる。

植野さんの言うことでは、虐待や犯罪に至らないケースをどう考えるか。そこを議論 していかなければならない。繰り返すが、虐待の場合は、民法上も刑法上も制裁の対 象となる。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

被害者が障害者だからということで、うやむやになるケースもあると思うがどうか。

(野沢座長)

知的障害者が被害者になるケースは山ほどあるが、被害をうまく主張できないので、 なんとかしないといけない。

(佐藤副座長)

民法や刑法は日本国内にいる人をおしなべて対象にしている。障害者も当然、民法と刑法の適用を受けるから、損害賠償を求めたりできる。

しかし、これらの法律は、万人向けに適用されるものだから、障害者の特性に配慮 したものではないから、そこに配慮した条例を作ろうとしている。

今日も、「障害者の駐車場に止めている人に罰金を」という事例があったが、「やってはいけないこと」と「やったときの制裁」という分かりやすい規定があるが、三番瀬条

例を見ると、「獲得目標を設置しましょう」という手法、計画に基づいて達成していきま しょう、という形になっているのでは。

繰り返しになるが、民法・刑法などに加えて、条例で障害者への配慮を行うことが重要。また、その条例の内容に獲得目標を設ける仕組みを作れないか。

(鈴木教授)

ルールを作らなければいけない。また、ルールを破った人を罰するということは分かりやすいが、しかし、意識を変えない人を罰する、というわけにはいかない。

「ミクロとマクロ」、「個別事例と社会全体」と言う、すぐ対応しなければならない仕組みと、意識を変えていける仕組みの二つの仕組みが必要なのでは。

(野沢座長)

佐藤副座長の話のように、障害者も民法・刑法などに保護される。

しかし、障害者はその特性ゆえに、それらの法律の保護を受けにくい。司法のルートに載せにくい。子どもや、認知症のお年寄りも同じ。そのために、児童虐待防止法ができた。児童虐待に特別な罰を課すのではなく、司法のルートに載せるために、通報義務等を定めた。

しかし、この前の選挙で障害者虐待問題について熱心に活動をやっていた議員が何人か落ちてしまった。この秋には法案を出すという予定もあったそうだが、このままでは、国の法律ができるのか心配だ。

具体的な論点があったほうが分かりやすいので、事務局から説明を。

(事務局:小森)

(資料3の説明)

(野沢座長)

ありがとうございました。

イメージが浮かんだだろうか。例えば、身近な相談窓口で相談して、調停などを行う。 個別的な事案を果てしなくやっても、社会の仕組みが変えられなければならない。障 害の定義も、宮城県では身体、知的、精神のみのようだが。

(山田委員)

色々と思いながら、説明を聞いていた。イメージとしては、DPI案と宮城県の案の中間位なのかな、と思う。

宮城県の案では合理的配慮義務がない。例えば、DPIの案の中に、宮城県と同じものがあった。DPIの案では、県の施策義務などがある。

話が飛ぶが、前文があった方がよい。千葉方式「誰もが、ありのままに・その人らしく、 地域で暮らす」は共感を得る言葉だと思う。「障害のある人もない人も」という県民文 化の創造が大事。 その中に障害と言う言葉をどう入れるかと言う問題。あるシンポジウムで、大阪の人が「当事者でも害という字は使いたくない、せめてひらがな」という意見もあった。

(野沢座長)

本人の意に反していることを誰がどう説明・証明するのか、という仕組みも必要になってくる。

(山田委員)

それも含めて考えていかなければならない。

(堀口委員)

東京では、子ども家庭支援センターがあるが、国や千葉県の現状を教えていただきたい。また、虐待の扱いと差別の扱いをどう住み分けていくのか。

(森委員)

「前文を作りたい」という山田委員の言うことは同感。基本理念という短い条項で語るよりも、県民に訴えかけたいことを、前文なり「はじめに」なりで盛り込み、また、それが理念で終わらないように、計画の実効性を持たせる仕組みを作るべき。

議論してきた、意識改革の部分と、制度を改革していく仕組みという「車の両輪」の作業がある。読んで分かりやすい、「こういう方向性なんだ」ということを県民がそしゃくして活用できるような条例ができればよいと思う。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

障害者の定義をどうするのか。「害」をひらかなにしたほうがよい、という意見もあったが、聴覚障害者は文字からイメージを作る場合が多い。「がい」というと、逆に「がいこつ」というようなイメージで受け止めやすい。

例をお話ししたいが、全日本ろうあ連盟で、「あ」というのがよいのか、20年前議論になった。中途失聴者、難聴者も多いのに、なぜ使うのか、という議論があった。「原点に返る」ということから、最も障害の重い人をイメージしてとのことであったが、そのあたりの整理が必要。

(野沢座長)

「障害」という言葉の問題は、ミニタウンミーティングでも話にのぼる。「"障害"はいやだ」と言う声があるが、「言い方だけ変えても問題を覆い隠す」とか「分かりにくい」という話もある。例えば、昔、「精神薄弱」が「知的障害」になるときも相当議論があった。私も呼び方を変えても意識は変わらないと思ったが・・・。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

昔の名称の方が良い場合もある。例えば、やや不適当な例えかもしれないが、「トイレ」と「雪隠」。

(佐藤副座長)

議論を聞いていると2つの問題が混在している。

「条例に"障害"という言葉を盛り込むか」と言うことと、「"障害"という言葉そのものが適当か」ということ。前者の論点に戻すと、障害者の問題は、やはり社会ではメジャーな問題ではないので、障害者のためのものなんだ、と言うことを明らかにするために"障害"をはっきり書く必要もあるのではないかと思う。

(西村委員)

いま、佐藤副座長の話を聞いていたが、安房ミニタウンミーティングの準備に当たっている普通の高校生は、「"障害"というと、それ自体が差別的だと思う」という。差別ということに思想的なものを感じてしまう。

私たちがこの条例をどう位置づけて行くのかにもよると思う。将来にわたる教育的・ 啓発的な位置づけがメインなら、はっきり書かない方向もあるし、現在、不利益を受け ている人を助けるんだ、ということなら、はっきり書くことも必要ではないか。

(野沢座長)

名前を先に作っても、実態が伴わなければならない。県は地域に近いので、推進して達成するような仕組みを作ることもすごく良いところだと思う。

(浦辺委員)

この研究会に入って、だんだん雰囲気に染まってきてしまった。千葉県には、宮城県にない様々な要素がある。

企業にとって、「(障害者法定雇用率の)1.8%を達成するよりも、負担金を出した 方がよい」という現状に対して、みんなが見ていないから、どうしてもそういうところが 出てくる。企業の意識改革を促しながら、どのように柔らかいルールの中に盛り込ん で、徐々に「今年は何千人雇用する」とか具体的に作り上げていけると良い。一つの 企業の中でも、色々な働き方がある。こういったものをルールの中に入れていけば良 いのでは。

おとといの市原のミニタウンミーティングでの、高梨さんの話を聞いて、「夜道と街灯」の話に「なるほどなあ」と思ったが、私よりもっとうまく説明してほしい。

(野沢座長)

高梨さん、リクエストです。

(高梨副座長)

では、僭越だが改めてお話ししたい。私たち人間はみな、生まれる環境や特性を選べない。それは「女性・男性」「家が貧しい・豊か」など。障害もその一つ。ただ、障害という特性は有利なものではないし、圧倒的に人数が少ない。

「夜道と街灯」の話は、少数派と多数派の関係で、"「見える」ということが障害になってしまったら"という例え話。音声信号機の設置にはお金がかかる。一方、街灯の設

置にもお金がかかっている。両方とも、税金でまかなわれているけれども、もしも世の中で、目の見えない人が圧倒的多数派だったら、数の原理で、道が明るい必要はないから、税金を使って暗い夜道に街灯を設置しようとはしないだろう、ということ。

また、かつて、女性は差別を受けてきた。でも、いまやファッションなど企業活動・経済活動の目玉であり、元気である。同じように、障害者が企業活動・経済活動でターゲットになるようになれば面白いのではないか。視覚障害者の例では、ホームページのアクセシビリティを評価する仕事などを受注したりしている例がある。

(内山委員)

障害の定義のところを見ていたが、DPIの法律案を読んでも、「どういう状況にある人たちか」というのが、障害に関心のない人には、ぴんと来ないのではないか。いろいろな障害について、一般の人もTVなどで見るようになったのは確かだが。

(野沢座長)

DPIの法律案はWHOに近い定義だと思う。ADHDやユニークフェイスなど、これらも視野に入れている。しかし、差別をしたと非難される側からからすれば、何が差別・障害か分からないと受け入れられない。県民に説明するには分かりやすくなければいけないのが悩ましい。

次回のこともあるので、今後の進め方を事務局から説明してほしい。

(事務局:小森)

(資料6の説明)

(野沢座長)

ありがとうございました。

日程をみると、いよいよ条例を議論することになったが、色々な分野の所管課と議論しなければならない。また、一般県民とのヒアリングある。スピードアップしなければならない。予算措置が必要な仕組みなので、年末に間に合うようしたい。逃すとまた1年先になってしまうので、個人的にはそう思っている。

(山田委員)

というと、来年2月議会と言うことになると思う。柔らかいルールは大切だけれど、弱いところだと思うので、しっかり議論せねばならない。

(野沢座長)

今までの議論をもとにして、事務局にたたき台を作ってほしい。

(森委員)

私もたたかれ台を作って提示したい

(堀口委員)

旭中央病院の大屋先生などに、千葉県での取組みを宣伝する意味も兼ねて、小児神経学会などで取り上げてもらってはどうか。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

皆さんの議論も、千葉テレビ放送の取材などしてもらってはどうか。テレビの株主が 県なので。

(野沢座長)

もっと取材をお願いするということか。

(竹林課長)

お願いべースの話ならばできるが、無理強いはできない。以前いた各マスコミの地方局の記者の方も、この春異動してしまって、障害者計画などの経緯を知っていない人が多い。

(西村委員)

ミニタウンミーティングが各地で開催されているが、今後、多くの方に条例に興味を持っていただくために、「差別という語はどうか」など主要な論点を何項目かアンケートをとってはどうか。

(野沢座長)

少し時間を過ぎたが、庁内プロジェクトチームの説明を。

(事務局:小森)

研究会の検討と会わせて、庁内プロジェクトチームを行う予定である。

ミニタウンミーティングもあと20回ほどあるが、委員の出席が未定であるので、出席できる委員はご連絡をいただきたい。

なお、みやぎ連絡協議会の案についての意見は、研究会委員の個人的な意見として送ることにしたい。

(野沢座長)

では、次回の9月22日も同じ会場で研究会を行う。ありがとうございました。お疲れ様でした。

---第13回 障害者差別をなくすための研究会議事概要---